

(公財) 恵那市体育連盟

定款第 8 条第 2 項に規定される書類及び定款

(平成 3 0 年度)

- (1) 監査報告書
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (5) 定款


公益財団法人恵那市体育連盟


監査報告書

公益財団法人恵那市体育連盟定款第8条及び第25条第1項の規定により、平成30年度の事業報告書、事業報告の付属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減の付属明細書及び財産目録について、関係帳簿、証拠書類等と照合し監査した結果、定款、処務規程、会計処理規程に従い、平成30年度の収入、支出の状況及び期日末日現在の財産の状態を正しく示しているものと認めます。

令和元年5月9日

公益財団法人恵那市体育連盟

監事 澤村憲生 

監事 藤井輝彦 

公益財団法人恵那市体育連盟役員並びに評議員名簿

平成31年3月31日現在

【役員】

1	会長(代表理事)		山本 好作
2	副会長(代表理事)		西山 さか江
3	副会長(代表理事)		勝 滋幸
4	副会長(代表理事)		山口 鉦一
5	副会長(代表理事)		征矢野 薫
6	副会長(代表理事)		鈴木 繁生
7	専務理事(業務執行理事)		三浦 幸慈
8	理 事	教育委員会スポーツ課長	鷹見 健司
9	理 事	大井町体育連盟	盛田 創一
10	理 事	長島町体育協会	小林 隆彦
11	理 事	東野体育協会	千藤 富久
12	理 事	三郷町体育協会	小林 敏博
13	理 事	武並町体育協会	和合 薫
14	理 事	笠置町体育協会	市川 克典
15	理 事	中野方町体育協会	伊藤 勝
16	理 事	飯地町体育協会	柘植 桂次
17	理 事	岩村町体育協会	藤井 孝司
18	理 事	山岡町体育協会	西尾 弘久
19	理 事	明智町体育協会	鈴木 一彦
20	理 事	串原体育協会	堀井 辰己
21	理 事	上矢作町体育協会	安藤 博己
22	理 事	陸上競技協会	山内 孝次
23	理 事	軟式野球連盟	伊佐地 恒男
24	理 事	ソフトボール協会	丸山 年道
25	理 事	弓道連盟	桂川 卓男
26	理 事	バレーボール協会	田本 新平
27	理 事	バドミントン協会	伊藤 辰廣
28	理 事	スケート協会	度会 正彦
29	理 事	アーチェリー協会	笠井 潔
30	理 事	ソフトテニス連盟	吉村 信彦
31	理 事	中学校体育連盟	長屋 貴則
32	理 事	スポーツ少年団	阪上 千代志
33	理 事	マレットゴルフ協会	佐藤 宣之
34	理 事	市内5総合型スポーツクラブ連絡協議会	瀬瀬 満
	理事数		34
35	監 事		澤村 憲生
36	監 事		藤井 輝彦
	監事数		2

1	評 議 員	大井町体育連盟	西本 任良
2	評 議 員	長島町体育協会	瀬瀬 慎二
3	評 議 員	東野体育協会	足立 幸秀
4	評 議 員	三郷町体育協会	小林 浩樹
5	評 議 員	武並町体育協会	安田 茂雄
6	評 議 員	笠置町体育協会	渡邊 高根
7	評 議 員	中野方体育協会	福井 喜章
8	評 議 員	飯地町体育協会	曾我 良久
9	評 議 員	岩村町体育協会	後藤 唯人
10	評 議 員	山岡町体育協会	杉山 昭夫
11	評 議 員	明智町体育協会	青木 時男
12	評 議 員	串原体育協会	三宅 勝彦
13	評 議 員	上矢作町体育協会	西尾 道正
14	評 議 員	陸上競技協会	後藤 治己
15	評 議 員	軟式野球連盟	鈴木 勲
16	評 議 員	ソフトボール協会	秋山 茂登雄
17	評 議 員	弓道連盟	新渡戸 賢
18	評 議 員	卓球協会	早川 恵美子
19	評 議 員	柔道協会	伊藤 勇貴
20	評 議 員	剣友会	西尾 高司
21	評 議 員	水泳協会	渡邊 祥夫
22	評 議 員	ソフトテニス連盟	宮地 賢治
23	評 議 員	バレーボール協会	野崎 博司
24	評 議 員	サッカー連盟	内田 孝司
25	評 議 員	クレ射撃協会	加藤 重徳
26	評 議 員	バドミントン協会	松田 博隆
27	評 議 員	スケート連盟	曾我 健二
28	評 議 員	スキー協会	山本 多賀男
29	評 議 員	アーチェリー協会	土方 敏晴
30	評 議 員	ママさんバレーボール連盟	丸山 美姫子
31	評 議 員	バスケットボール協会	宮川 喜久
32	評 議 員	ラグビーフットボールクラブ	藤井 学
33	評 議 員	テニス協会	佐藤 いづみ
34	評 議 員	ゲートボール協会	藤井 重夫
35	評 議 員	中学校体育連盟	田口 雅徳
36	評 議 員	スポーツ少年団	牧瀬 和秀
37	評 議 員	レクリエーションバレーボール協会	長屋 香代子
38	評 議 員	マレットゴルフ協会	加賀 博文
39	評 議 員	小学校体育振興会	竹中 学
40	評 議 員	市内5地域総合型クラブ連絡協議会	西尾 道保
41	評 議 員	恵那市教育委員会事務局長	加藤 真治
	評議員数		41

※役員任期：平成30年6月16日から平成31年度定時評議員会終結の日まで

※評議員任期：平成28年6月10日から平成31年度定時評議員会終結の日まで

公益財団法人恵那市体育連盟

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人恵那市体育連盟（以下「法人」という。）の役員（恵那市特別職及び一般職の職員から選任された役員は除く。）に支給する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 前条の役員とは、公益財団法人恵那市体育連盟定款第22条第1項に定める理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員はすべて無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、定款第28条の定めにより、常勤の役員には労務に対する報酬を支払うことができる。なおその額は、評議員会で定める。

3 事務職員が専務理事を兼務する場合は、事務職員としての給料等の他はいかなる報酬も支払わない。

4 報酬とは、この法人から役員に支払われる労務に対する給料手当及び賞与をいう。

(費用弁償)

第4条 この法人の役員及び評議員がこの法人の業務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1のとおりとする。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊料とする。

2 交通費は、実費を支給し、出張後に清算する。

3 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

4 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(日当)

第6条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道200キロメートル未満、水路100キロメートル未満又は陸路50キロメートル未満の旅行並びに岐阜県内の旅行の場合における日当は、前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り別表第1の区分により支給する。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

4 公用車及びこれに準ずる自動車を使用する旅行の場合における日当は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の規定による。

(1) 宿泊を要する旅行 別表第1の各区分による額の2分の1の額

(2) 前号以外の旅行 支給しない

(旅費の支給方法)

第7条 第5条の旅費は、出張の都度、現金により支給する。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

区分	日当(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)
	東京都の特別区若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市に旅行した場合	左記以外の場合	
	円	円	円
会長、副会長	3,000	2,400	13,100
その他の役員、評議員	2,600	2,000	10,900

公益財団法人恵那市体育連盟

常勤役員の報酬支払い基準

(目的)

第1条 この基準は、定款第28条の規定により、この法人の常勤役員に対する報酬及び費用弁償の支払い基準を定めるものとする。

(常勤役員の定義及び支払い基準)

第2条 前条の常勤役員とは、定款第22条第2項に定める業務執行理事で、公益財団法人恵那市体育連盟職員の給料等に関する規程に定める嘱託職員として雇用される者とする。

2 事務局員を兼ねる常勤役員には、事務職員としての給料等の他はいかなる報酬も支払わない。

(報酬の額)

第3条 常勤役員に対する報酬は、月額賃金とし、その月額は20万円を超えない予算の範囲とする。

附則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成30年4月1日	法人コード	A004377
	至	平成31年3月31日	法人名	公益財団法人恵那市体育連盟

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人恵那市体育連盟		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	スポーツを通して市民の体力向上と健康増進を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	岐阜県	恵那市長島町中野1269番地の389	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数(公益社団法人のみ)		人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	117,011,954 円		119,128,430 円
収入>費用の場合の対応	収入−費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		95.2 %
①	公益実施費用額	119,128,430 円
②	収益等実施費用額	1,066,424 円
③	管理運営費用額	4,960,453 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	2,965,000 円	うち個人から	1,275,000 円
		うち法人から	1,690,000 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	459,798 円
-------------	-----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	123,275,398 円	負債額	7,474,561 円
		正味財産額	115,800,837 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	119,128,430 円
遊休財産額	5,800,837 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		105,493,746 円
①	公益目的増減差額	△ 4,506,254 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	110,000,000 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。

公益財団法人恵那市体育連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人恵那市体育連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県恵那市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アマチュアスポーツを普及振興して、市民の体力向上と健康増進を図るとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツの普及振興に関すること。
- (2) 公益財団法人岐阜県体育協会及び東濃地区体育協会との連絡、連携に関すること。
- (3) 加盟団体の育成強化と相互の連絡調整に関すること。
- (4) 市民総合体育大会等の開催に関すること。
- (5) 岐阜県民スポーツ大会及び東濃地区体育大会等への選手団の派遣に関すること。
- (6) スポーツ振興のため、スポーツ教室、講習会、指導者養成等に関する各事業の実施及び援助に関すること。
- (7) 競技力の向上に関すること。
- (8) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (9) この法人の表彰に関すること。
- (10) スポーツに関する調査研究に関すること。
- (11) 恵那市の事業運營業務及び体育施設の指定管理業務の受託に関すること。
- (12) スポーツの宣伝啓発に関すること。
- (13) 恵那市選手の国際大会及び全国大会出場への支援に関すること
- (14) その他この法人の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 評議員及び役員の名簿

(3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員35名以上45名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、この法人の業務として出張した時は、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項ただし書きに関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第5章 評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の報告
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 事業の全部または一部の譲渡
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が、評議員にあっては第10条、理事又は監事にあっては第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第17条第1項の理事会において定めるものとし、第14条第2項及び前条の規定は適用しない。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事33名以上38名以内(うち会長1名、副会長6名以内及び専務理事1名とする)

(2) 監事2名以内

2 前項第1号の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 第1項の規定にかかわらず各理事について、その理事及びその配偶者または3親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の役員又は使用人若しくは職員等である者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事会で別途定めた事項を処理する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項の弁償の範囲及び支給の基準については、評議員会において別に定める。

(名誉役員)

第29条 この法人には、名誉役員として名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉役員の役職、選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 名誉役員は、この法人の発展又はスポーツ振興に著しく功績のあった者及び識見者のうちから、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 4 名誉役員は、次の職務を行う。
 - (1)会長及び副会長の相談に応じること
 - (2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 名誉役員の報酬は、無償とする。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

- (4)重要な財産の処分及び譲受け
- (5)多額の借財
- (6)重要な使用人の選任及び解任
- (7)その他法令及びこの定款に定める事項
(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、議長を務める。
(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べた時はこの限りではない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した時は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第36条 この法人の第4条に定める事業を遂行する為に、必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、理事会より付託された業務について審議し、理事会の承認を経てこれを処理する。
- 3 委員会の名称、委員、組織その他必要な事項については、理事会が別に定める。

第9章 加盟団体等

(加盟団体)

第37条 この法人は、次の団体を加盟団体とする。

- (1)恵那市内を統括する各競技別スポーツ団体
- (2)恵那市内の各町を統括するスポーツ団体
- (3)恵那市内を統括する学校体育団体
- (4)恵那市スポーツ少年団
- (5)恵那市内の総合型地域スポーツクラブを統括する団体
- (6)その他理事会及び評議員会で認めたもの
(加盟)

第38条 この法人の加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得て、加盟することができる。

(脱退等)

第39条 加盟団体を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、加盟団体に著しく信用を失墜する行為があったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認めるときは、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の過半数の同意を得て、これを退会させることができる。

(負担金)

第40条 加盟団体は、別に定める負担金を納入しなければならない。

(賛助会員)

第41条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

(会費)

第42条 賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(加盟団体等に関する規定)

第43条 前6条に定めるもののほか、加盟団体及び賛助会員に関する事項は、理事会が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局その他

(事務局)

第50条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第13章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第22条の規定にかかわらず、この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 近藤良三、田口拓雄、和田英雄、西山さか江、山本好作、堀井敏夫、勝滋幸、藤原由久、小林規男、渡辺正雄、山本法彦、足立幸秀、西尾昭彦、志田哲雄、林宣年、伊藤勝、山口鉦一、鈴木繁生、西尾弘久、鈴木一彦、堀井辰己、安藤博己、山内孝次、西尾義男、阪上哲也、岩崎俊典、水野弘一、青山雄二、中村俊彦、土方敏晴、新井学、土屋藤夫、鈴木啓介

監事 鈴木隆文、小倉建二

4 第22条第2項の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は 近藤良三、副会長は、田口拓雄、和田英雄、西山さか江、山本好作、堀井敏夫、勝滋幸とし、専務理事は、藤原由久 とする。

5 第10条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、岐阜県教育委員会の認可を受けて理事が定めたところにより、次に掲げる者とする。

西本任良、瀬瀬慎二、千藤富久、小林敏博、和合薫、渡邊高根、福井喜章、瀬瀬宜則、後藤唯人、勝康弘、青木時男、三宅勝彦、鈴木錦吾、後藤治己、鈴木勲、西尾義典、熊谷正道、井上正義、伊藤勇貴、山本登志隆、渡邊祥夫、宮地賢治、野崎博司、進藤幸司、成瀬茂、松田博隆、曾我健二、浅野利行、安江晴彦、丸山美姫子、宮川喜久、藤井学、大塚章源、田本國雄、可知浩幸、伊藤克己、長屋香代子、牧野芳也、後藤直弘、増倉成径、柘植良人

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する(平成27年3月6日制定)。

1. 平成27年1月4日から、別表(第5条関係)を改正する。

2. 平成31年4月17日から、別表(第5条関係)を改正する。

別表(第5条関係)

事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの

財産種別	預託先	金額
定期預金	東美濃農協本店	10,000,000 円
定期預金	岐阜信用金庫恵那支店	6,000,000 円
有価証券	野村証券(株)岐阜支店 (第10回利付国債)	40,000,000 円 (額面)
有価証券	野村証券(株)岐阜支店 (第62回利付国債)	54,000,000 円 (額面)